

保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる「療担」、「療養担当規則」）

改 正 後	現 行
<p>（健康保険事業の健全な運営の確保）</p> <p>第二条の四 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。</p> <p>（経済上の利益の提供による誘引の禁止）</p> <p>第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。</p> <p>※ 平成 24 年 10 月 1 日施行</p>	<p>（健康保険事業の健全な運営の確保）</p> <p>第二条の四 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。</p> <p>（新設）</p>
<p>（領収証等の交付）</p> <p>第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。</p> <p>※ 平成 26 年 4 月 1 日施行</p> <p>※ ただし、400 床以上の病院を除き、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合には、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りる。また、正当な理由がある場合には、当分の間、有償で発行することができる。</p>	<p>（領収証等の交付）</p> <p>第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。<u>ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。</u></p> <p>3 前項に規定する明細書の交付は、<u>正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。</u></p>
<p>（歯科診療の具体的方針）</p> <p>第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>六 歯冠修復及び欠損補綴</p> <p>歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によって行う。</p> <p>イ 歯冠修復</p> <p>(1) 歯冠修復は、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、歯冠修復物の維持管理に努めるものとする。</p> <p>(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、代用合金を使用するものとする。ただし、前歯部の<u>金属歯冠修復</u>については金合金又は白金加金を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 欠損補綴</p> <p>(1) 有床義歯</p> <p>(一) 有床義歯は、必要があると認められる場合に行う。</p> <p>(二) 鋼は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。</p> <p>(三) バーは、代用合金を使用する。</p> <p>(2) ブリッジ</p> <p>(一) ブリッジは、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、その維持管理に努めるものとする。</p> <p>(二) ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はポンティックに限つて使用する。</p> <p>(3) <u>口蓋補綴及び頸補綴並びに広範囲頸骨支持型補綴</u></p> <p><u>口蓋補綴及び頸補綴並びに広範囲頸骨支持型補綴</u>は、必要があると認められる場合に行う。</p>	<p>（歯科診療の具体的方針）</p> <p>第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>六 歯冠修復及び欠損補綴</p> <p>歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によって行う。</p> <p>イ 歯冠修復</p> <p>(1) 歯冠修復は、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、歯冠修復物の維持管理に努めるものとする。</p> <p>(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、<u>金位十四カラット合金又は代用合金を使用するものとする</u>。ただし、<u>金位十四カラット合金は前歯部の歯冠継続歯に限つて使用するものとし、前歯部の铸造歯冠修復又は歯冠継続歯について</u>は金合金又は白金加金を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 欠損補綴</p> <p>(1) 有床義歯</p> <p>(一) 有床義歯は、必要があると認められる場合に行う。</p> <p>(二) 鋼は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。</p> <p>(三) バーは、代用合金を使用する。</p> <p>(2) ブリッジ</p> <p>(一) ブリッジは、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、その維持管理に努めるものとする。</p> <p>(二) ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、<u>歯冠継続歯又は前歯部の複雑窩洞若しくはポンティックに限つて</u>使用する。</p> <p>(3) <u>口蓋補綴及び頸補綴</u></p> <p><u>口蓋補綴及び頸補綴</u>は、必要があると認められる場合に行う。</p>

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（いわゆる「薬担」、「薬担規則」）

改 正 後	現 行
<p>(健康保険事業の健全な運営の確保)</p> <p>第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの代償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。 <p>2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。</p> <p>(経済上の利益の提供による誘引の禁止)</p> <p>第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。(平成 24 年 10 月 1 日施行)</p>	<p>(健康保険事業の健全な運営の確保)</p> <p>第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの代償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。 <p>2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(領収証の交付)</p> <p>第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。</p> <p>※平成 26 年 4 月 1 日施行</p> <p>※ただし、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合には、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りる。また、正当な理由がある場合には、当分の間、有償で発行することができる。</p>	<p>(領収証の交付)</p> <p>第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。</p> <p>3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。</p>

(別紙) 新たな処方せんの様式